

# 重大な消防法令違反の建物を ホームページで公表します！

(違反対象物の公表制度)

違反対象物の  
公表制度とは

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し  
建物利用の判断ができるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な  
消防法令違反の内容などをホームページで公表する制度です。

制度の開始日は 令和2年4月1日です。

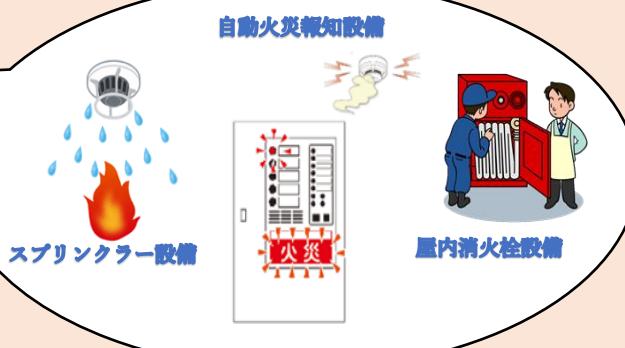
## 公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数  
の方が利用する建物や病院、社会福祉施設な  
どの避難が困難な方が利用する建物です。

※公表の対象となる建物の詳細は次ページの「消防法施行令  
別表第一（公表の対象となる建物のみ抜粋）」でご確認下さい。

## 公表の対象となる違反

消防法令により設置が義務付けられている  
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は  
自動火災報知設備を構成する機器等が一切  
設置されていない重大な消防法令違反で  
す。



## 公表までの流れ

消防が立入検査で重大な消防法令違反を確認し、建物関係者に通知した日から14日経過  
してもその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反是正されるまでの間継  
続します。

## 公表の内容

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

建物関係者の皆様へ

次のような場合、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので  
事前に消防本部予防課へご相談ください。

- 増築や改築、隣接建物との接続等を行う場合
- 飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合

※消防法施行令 別表第一（公表の対象となる建物のみ抜粋）

項		用 途
1項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
2項	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
	ニ	カラオケボックス等
3項	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
4項		百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所等
6項	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	老人短期入所施設等
	ハ	老人デイサービスセンター等
	ニ	幼稚園、特別支援学校
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
16項	イ	複合用途防火対象物（1項～4項、5項イ、6項又は9項イの用途を含むもの）
16項の2		地下街
16項の3		準地下街

※上記表は公表の対象となる建物の用途の例を記載しているため、不明な場合はご遠慮なくお問合せ下さい。

☆「違反対象物の公表制度」については、下記にお問合せください☆

**泉大津市消防本部 予防課**

泉大津市池浦町1丁目9番9号 TEL 0725-33-4482（直通）